

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山



選　　擧　　区　　名

制　　限　　額

西八代郡・南巨摩郡

五百五万七千五百円

中巨摩郡

五百二十六万四千百円

南都留郡

五百五十万百円

甲府市

五百三十二万三千九百円

富士吉田市

五百五十六万九千四百円

都留市・西桂町

五百七万五千四百円

山梨市

五百八万九千五百円

大月市

五百五十四万六千八百円

韋崎市

五百九十万七千二百円

南アルプス市	五百五十三万九千四百円
北杜市	五百五十五万七千六百円
甲斐市	五百六十三万六千百円
笛吹市	五百四十七万五千百円
上野原市・北都留郡	五百五十九万四千五百円
甲州市	六百五万一千四百円
中央市	五百九十二万六千百円